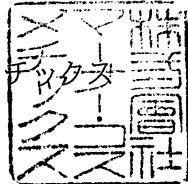


平成 23 年 9 月 16 日

お取引先様各位

株式会社マーナーコスメティクス



小麦由来成分を配合する医薬部外品及び化粧品への成分表示について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にご周知の事と存じますが、加水分解コムギ末を含有する製品の使用により全身性のアレルギーを発症した事例の報告がされたことから、厚生労働省は、平成 22 年 10 月 15 日付き薬食安発 1015 第 2 号・薬食審査発 1015 第 13 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長及び同審査管理課長通知を発出し、注意喚起を行ないました。しかしながら、その後も重篤な全身性のアレルギーの報告が相次いでいるとの報道があります。

このため厚生労働省は平成 23 年 9 月 9 日付けにて「小麦由来成分を配合する医薬部外品及び化粧品への成分表示について」薬食審査発 09090 第 1 号・薬食安発 0909 第 1 号の通知がなされたところであります。同通知につきましては添付致しますが、内容は下記の通りとなっております。

敬具

記

- 既に容器、外箱等に記載がある場合を除き、小麦由来の成分名及び小麦由来である旨を表示すること。
- 小麦由来である旨については、その成分名のあとにカッコ書きで「小麦由来」等と明確に記載すること。

なお、小麦由来の成分名に「小麦」あるいは「コムギ」などの字句が含まれており、その成分名から、明らかに小麦由来であることが特定できる場合には、成分名のみの記載で差し支えない。

- 既に容器、外箱等に記載がある場合を除き、使用中に異常があった場合は使用を控える旨を表示すること。
例)・使用中、赤み、かゆみ、刺激、眼に異物感が残る場合は使用をおやめ下さい。
・お肌にあわないときは使用をおやめください。
- 容器又は外箱等への表示については、可及的速やかに行なうこととし、遅くとも本通知から 1 年以内に行なうこと。

従いまして、弊社と致しましても自社で使用している全ての原料について小麦由来成分が配合されているかどうかの確認作業を始めております。

該当原料が配合されている場合は1年以内に表示の改訂作業が発生することになります。確認作業の結果が終了しましたら速やかにご連絡させて頂きたいと存じますのでよろしくお願い致します。

取り急ぎ「小麦由来成分を配合する医薬部外品及び化粧品への成分表示について」の状況をご連絡申し上げます。

今後ともご愛顧頂きますようよろしくお願い申し上げます。

以上